

令和 8 年 度
事業計画書

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会

目 次

I. 本年度事業実施基本方針	1
II. 本年度重点実施項目	2
III. 法人運営の部	
1. 会員	6
2. 役員会・委員会等 組織	6
3. 職員(事務局)組織	6
4. 会務(役員会・委員会等)	6
5. 職員の組織力・資質向上のための取組	7
6. 部門間・他職種間連携による取組	8
IV. 地域支援の部	
1. 地域福祉事業	13
2. ボランティア振興事業	14
3. 生活支援体制整備事業	14
4. 高齢者等生活支援事業	14
5. 福祉サービス利用援助事業	15
6. 特例貸付フォローアップ相談・支援事業	15
7. 各種事務局	15
8. 地域活動支援センター事業・生活困窮者就労準備支援事業 そよかぜ八木・そよかぜ日吉・そよかぜ美山	15
V. 相談支援の部	
1. 生活相談センター	17
2. 地域包括支援センター事業	19
3. 認知症初期集中支援事業および認知症地域支援・ケア向上事業	20
VI. 生活支援の部	
1. 指定特定相談支援・障害児相談支援事業 相談支援事業所でのひら	21
2. 居宅介護支援 介護予防居宅介護支援事業 ほほえみおい居宅介護支援事業所・ほほえみかぐら居宅介護支援事業所	21
3. 訪問介護・障害者居宅介護事業 ほほえみ八木・ほほえみかぐら訪問介護事業所	22
4. 小規模多機能型居宅介護事業 小規模多機能ホームだんない	23
5. 通所介護・生活介護事業 ほほえみ八木通所介護事業所	23
6. 児童発達支援・保育所等訪問支援事業 つくし園	25
7. 就労継続支援B型・生活介護 多機能型事業 あじさい園	26
8. 就労継続支援B型・生活介護 多機能型事業 ひより舎	26
巻末資料	28

I. 本年度事業実施基本方針

本年、4町合併により設立した本会は20周年の節目を迎えました。ここまで歩みを重ねてこれたのは、地域住民をはじめ、関係機関、行政などから数えきれない支援・協力があってこそでした。

しかし、人口減少による過疎化・高齢化の進行によって、特に介護保険事業などの経営事業における人材確保はますます困難になっています。こうした状況は、南丹市を含む中山間地域といわれる圏域で特に顕著に進んでおり、本会においても事業・活動や取り組みの継続、あるいは法人自体の存続まで危ぶまれるほどに問題は深刻化しています。

本年度は、この状況を直視し、“地域福祉推進の中核団体である社会福祉協議会”としての社会的使命をあらためて認識し、「“次の10年”を見据えた持続可能な地域づくりと、そのための事業・活動や取り組みを推進する業務組織の強化」を柱に、社会の変化にも機敏に適応しつつ、より強固な地域福祉推進体制を構築できるよう注力する年度にします。

20周年という節目は、これまでの歩みを振り返る機会であると同時に、次の10年、さらにはその先の20年、30年へと続く出発点でもあります。この大切な節目にあたり、地域福祉の深化と法人運営基盤の強化を両輪に、「この地域に社協があってよかった」と市民が実感できる南丹市社協づくりを力強く進めたいと考えます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくり

ひとり暮らし高齢者の増加、移動困難や買い物弱者、担い手不足といった特に中山間地域で深刻な問題に取り組むため、小地域見守り・支え合い活動の再構築、生活支援体制整備の推進、多機関協働による包括的相談支援体制の充実、災害時を見据えた要配慮者支援体制の強化を図ります。

次の10年を見据えた業務組織の基盤強化

中山間地域における事業経営環境の厳しさを直視し、事業の選択と集中、経営の効率化、財務の健全化を進めます。あわせて、中・長期ビジョンを明確化し、将来人口推計や地域資源の動向を踏まえた持続可能な事業構造への転換を図ります。

経営事業の基盤安定化と持続性の確保

介護保険事業など経営事業の収支構造の分析と必要な改善を行い、特に不採算事業については廃止ありきにはせず、法人全体で継続可能になるよう最大限の立て直しを図ります。近隣法人や関係機関との連携・協働の可能性も探りながら事業継続を模索し、「地域の暮らしに必要不可欠な機能は将来にわたり維持・継続させる」という社協の公益性を拠り所とし社会的責任を果たしていきます。

人事管理制度改革の実行と業務組織基盤の強化

令和7年度に取り組んだ人事管理制度改革プロジェクトでの議論を踏まえ、本年度は、新たな役割等級制度・人事考課制度を試行し、合わせて賃金制度改革との整合性を段階的に検証します。

ただし、制度導入を目的化せず、職員一人ひとりが自己効用感をもって役割を自覚し、自ら考え行動できるようになる“自律型組織”を目指して業務組織基盤の強化を進めたいと考えます。

計画的な人材確保、若手職員育成プログラムの体系化、管理職の育成強化を進め、次世代を担う人材育成に力を入れて業務組織基盤を強化することで、法人の永続的発展に寄与します。

Ⅱ. 本年度重点実施項目

1. 多様な主体による地域活動の活性化・福祉のまちづくりの推進

担い手の高齢化や負担増に配慮し、活動の効率化とともに新たな参加層の拡大を推進しつつ、ふれあい委員、民生児童委員、区・自治会、ボランティア、地区福祉推進組織等との協働を強化し、見守り・支え合い活動など地域活動のさらなる活性化を図ります。

移動支援、買い物支援などの生活課題に対し、地域特性に応じた実効性ある仕組みづくりを進め、生活支援体制（＝暮らしの安心を支援する体制）の整備を推進します。

興味・関心のあることを切り口に多分野・多世代の人々が語り合い、つながりを作って、やってみたいこと、得意なことを活かす地域活動を積極的に支援し、福祉のまちづくりを力強く推進します。

2. 総合的・包括的相談支援体制の強化・充実

多角的・包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した福祉課題について、多職種や他機関と緊密な連携を図り、課題解決に向けた伴走支援（寄り添い支援）を行います。相談窓口の広報・周知の工夫や相談員のアウトリーチ^{〔※〕}により、支援が必要にもかかわらず声をあげられない人や支援が行き届いていない人にも積極的にアプローチします。

相談支援にあたっては、個々の福祉課題をその人や世帯固有のものとし、誰もが直面し得る社会問題として捉え、個別的支援だけでなく地域づくりへの支援にも結び付けていきます。

〔※〕 **アウトリーチ**：「手を伸ばすこと」を意味する英語（Outreach）から派生した言葉で、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること、またはその手法を指す。

3. 事業経営の健全化・安定化

持続可能な事業の財政基盤を確立するために、引き続き経営改善に取り組んでいきます。感染症や自然災害などの非常時でも、必要な福祉サービスが安定的かつ継続的に提供できる体制を整えることに努めます。また、福祉サービスの品質向上に取り組みながら、事業運営の効率性と生産性をさらに向上させ、福祉の仕事に使命感と誇りを持つ職員を育成していきます。

4. 人材確保・育成と組織力の向上

人事管理制度改革プロジェクトの議論を踏まえ、新たな役割等級制度、人事考課制度を試行しながら、職員の専門性向上に加えて主体的な行動を促す人材育成を進めます。また、働きがいのある職場風土の醸成と働きやすい職場環境づくりも大切に、人材の確保・定着を図ります。

〔※〕 **チームワーク**はリーダーシップとフォロワーシップの相互信頼関係が鍵

リーダーシップ

チームの目標（突き詰めれば法人のミッション＝法人運営理念）の達成を目的として、組織のメンバーに対して影響力を行使するもの

チームワーク
相互信頼関係構築

フォロワーシップ

自律的かつ主体的にリーダーや他メンバーに働きかけ支援すること。リーダーを含めてチーム全員に求められる。

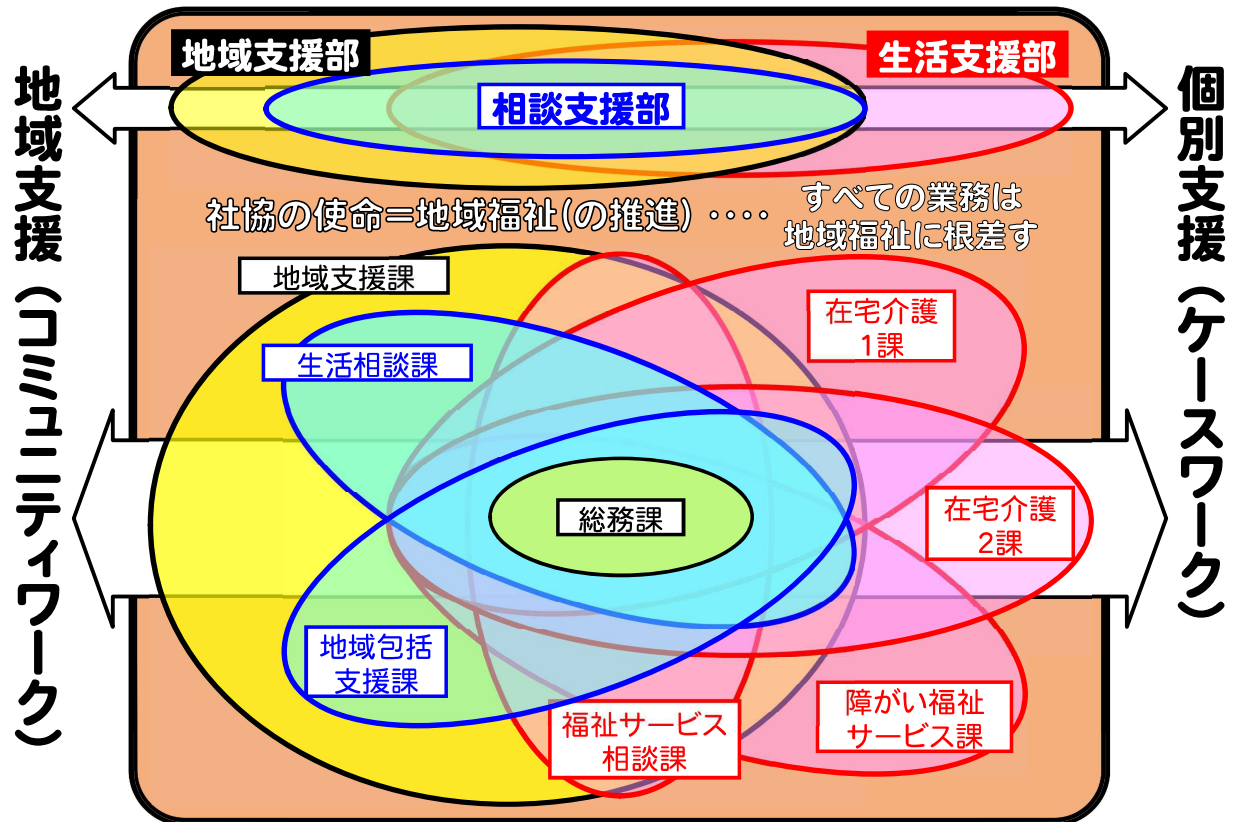
5. 部門横断の取組み ～生活福祉資金特例貸付フォローアップ相談・支援事業を切り口とした地域福祉推進～

生活福祉資金特例貸付フォローアップ相談・支援事業（京都府社協補助事業）において、部門を越えて多職種が連携して包括的かつ重層的な相談支援体制を構築し、個別課題の社会化を図るとともに、地域住民の福祉活動への参加を支援し、支え合いの地域づくりに取り組みます。

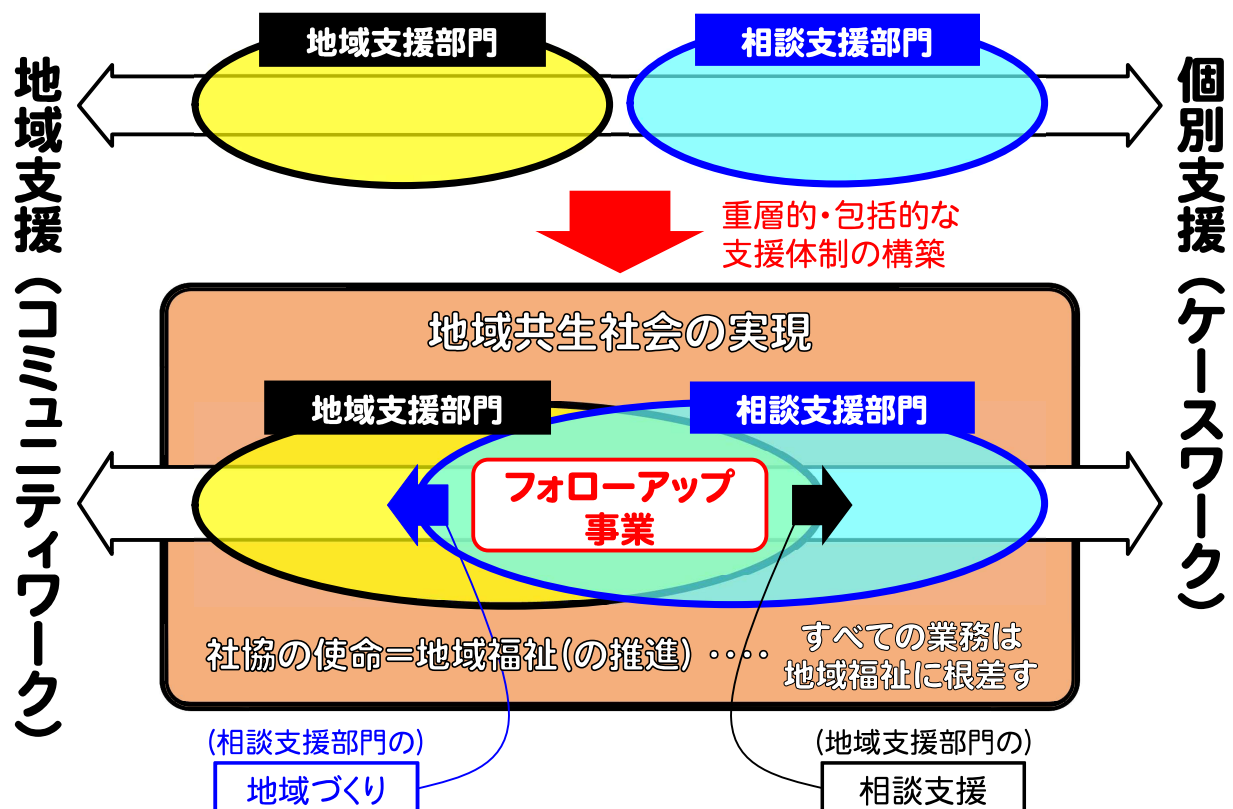
当該事業の相談員として配置する「温ったか京都寄り添いワーカー」の役割を、専任職員に加えて各事務所地域福祉コーディネーターも兼任し、各事務所生活支援コーディネーターとともに支え合いの地域づくりを進めます。

（※次頁）

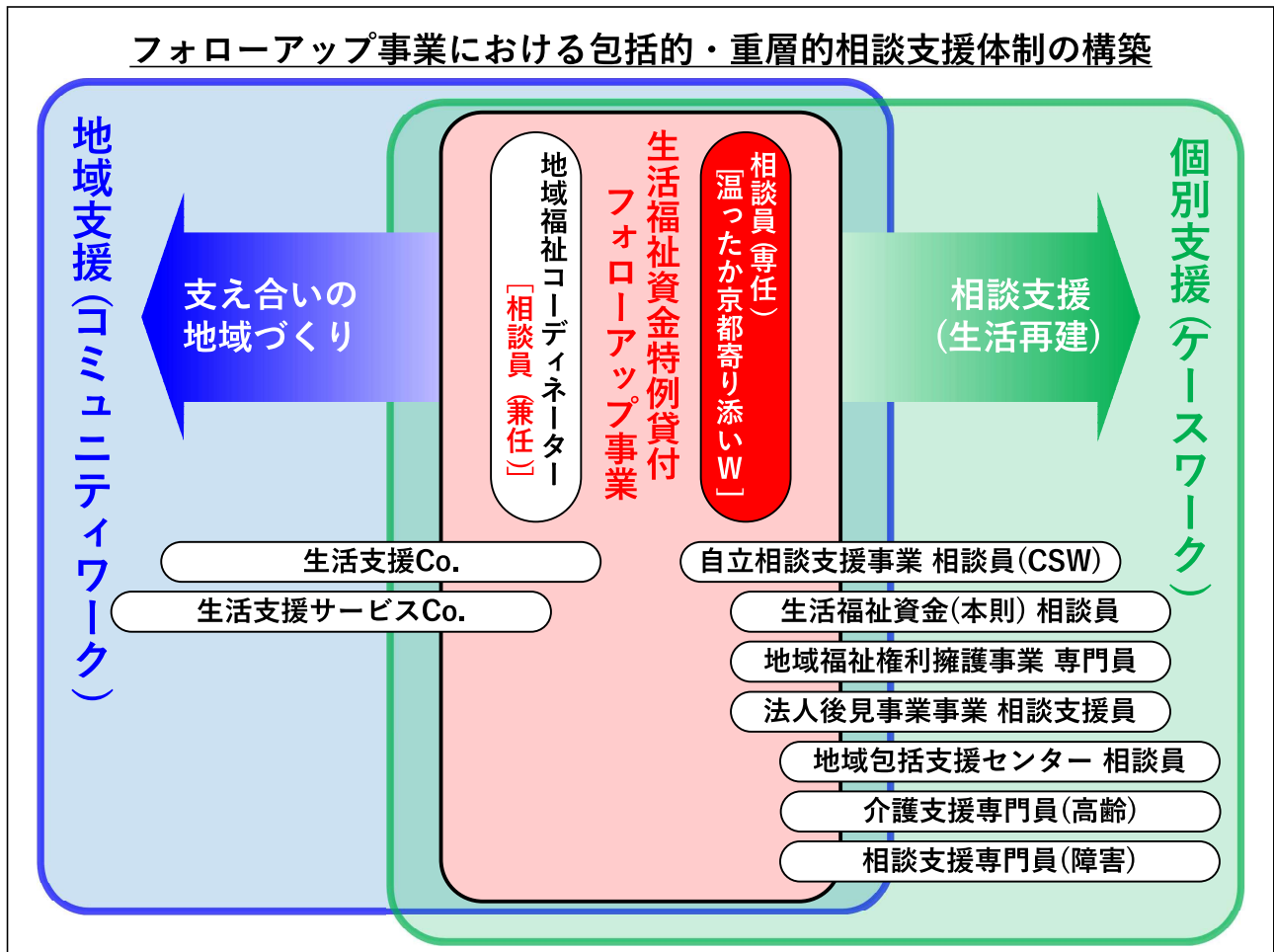
“支援”から見た南丹市社協の業務組織・機構



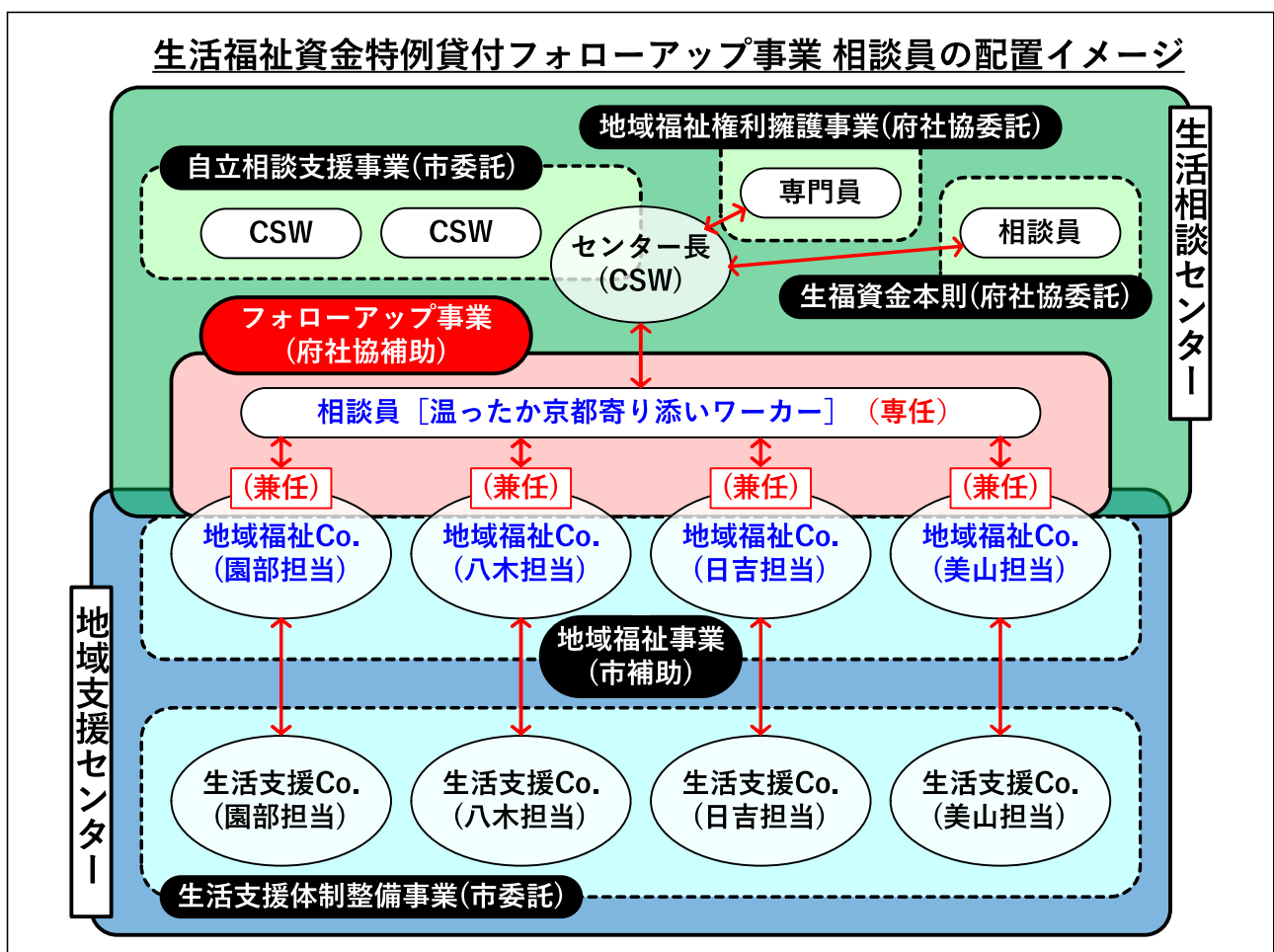
地域共生社会の実現に向けて(地域福祉の推進)



フォローアップ事業における包括的・重層的相談支援体制の構築



生活福祉資金特例貸付フォローアップ事業 相談員の配置イメージ



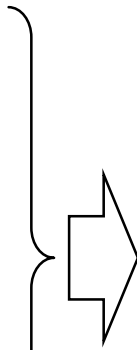
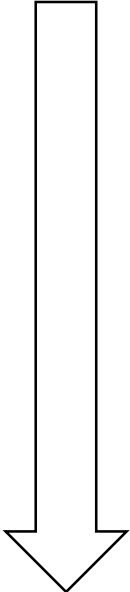
フォローアップ事業を切り口とした地域福祉Co.の取り組み

エリアによらず市全体の取り組み ※必須メニューとして

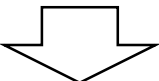
- 借受世帯の**実態把握・分析** → 生活再建・償還促進に向け有為性を高める…**アウトリーチ**
- **重点的支援世帯**の抽出と直接的な相談支援
- 生活支援物資の配布を通じた生活相談支援(**フードドライブ**の取り組みなど)
- **生活相談会**の開催 → 段階的に開催頻度を増やして定期開催へ

エリアに根ざした取り組み ※エリアの特色に根ざした実験的展開・発展

- 借受世帯の実態把握・分析から浮き彫りとなった**エリア特有の**課題解決に向けた取り組み
- 前記取り組みの有為性検証とブラッシュアップ
- エリア内の**福祉推進組織**(≡**地区社協**)との協働
- エリア内の**地域活動支援センター**を拠点とした居場所づくり
- 他のエリアの先進的取り組みの共有とアレンジ・取入れ
- **エリア(第2層)生活支援Co.**との協働 など



地域支援としての
アウトリーチへ



(フォローアップ事業) 専任相談員と協働し市全体の取り組み・仕組みづくりへ

Ⅲ. 法人運営の部

1. 会 員

① 会員区分 ※会費は年額1口あたり1,000円とする

- (1) 普通会員 (会費：1口) 社会福祉に関心を有し、本会の目的に賛同する個人等
- (2) 特別会員 (会費：2口以上) 社会福祉に関心を有し、本会の目的に賛同する個人等で、2口以上の会費を納めるもの
- (3) 賛助会員 (会費：5口以上) 会社、事業所、施設、団体等
- (4) ふるさと会員 (会費：3口以上) 南丹市外在住の個人等

② 会員への会費納入協力依頼

- ・6月下旬に、各事務所を通じて会費納入のご協力をお願いし、6月～8月に徴収する。
- ・当会事業・活動の周知に努めるとともに、積極的な会員募集の呼びかけをすすめる。

③ 会員数 (令和7年度実績に基づく)

会員区分	本所	園部事務所	八木事務所	日吉事務所	美山事務所	合計
普通会員	1	2,153	1,360	819	696	5,029
特別会員	8	14	16	12	18	68
賛助会員	11	35	6	15	11	78
ふるさと会員	2	0	0	0	0	2

2. 役員会・委員会等 組織

※別紙「役員会・委員会等 組織図」参照

3. 職員(事務局)組織

※別紙「業務組織・機構図」参照

4. 会務(役員会・委員会等)

- ① 正・副会長会 …… (定例) 毎月 / (臨時) 随時
- ② 理事会 …… (定例) 5月, 3月 / (臨時) 随時
- ③ 理事会部会 …… (定例) 3～4ヶ月に1回開催 ※地域支援・相談支援・生活支援の3部会
- ④ 監事会 …… (決算監査) 5月 / (半期監査) 11月
- ⑤ 評議員会 …… (定時) 6月, (定例) 3月 / (臨時) 随時
- ⑥ 評議員選任・解任委員会 ※評議員の選任または解任の必要が生じた場合理事会の議決を経て開催

⑦ 委員会 …… 各委員会を随時開催

(1) 広報委員会

- ・法人広報誌をはじめとする各種広報誌の評価、審査等。
- ・法人が実施する各種広報活動に関する意見答申。

(2) ボランティアバンク運営委員会

- ・ボランティア基金の計画的運用に関する意見答申。
- ・ボランティアグループ等への助成審査に関する意見答申。

(3) 苦情解決第三者委員会／個人情報保護委員会 ※委員兼務

- ・苦情申立者への解決に関する意見答申。
- ・個人情報保護に関する意見答申。

(4) 善意銀行運営委員会

- ・善意銀行積立金の積立、運用、取崩に関する審査及び意見答申。

(5) 法人後見運営委員会

- ・法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査。
- ・南丹市社協から諮問を受けた事項に関する答申。

5. 職員の組織力・資質向上のための取組

① 幹部会議

- ・(メンバー) 常務理事・事務局長、事務局次長、部長 (開催頻度) 毎月1回の定例会＋随時

② 中間マネジャー(課長・係長)会議・自主勉強会

- ・部門間連携とガバナンス(組織統治・統制機能)強化のため、業種を越えて、中間マネジャー(課長・係長)により会議開催および自主的勉強会開催などマネジメントスキルの向上を図る。

③ リスクマネジメントの推進

- ・苦情は、必要に応じて苦情解決第三者委員会に図り意見を求め、サービス向上のための財産として迅速で誠実な対応に努めるとともに、適切な対応が図れるよう各種研修会への参加を図る。
- ・上記を受け、事故防止に向けたマニュアルを策定または更新し、周知徹底を図る。

④ 研修の計画的実施・自主的な資質向上の取組への支援

- ・職員全体研修を計画的に実施する。
- ・組織横断的な職員の自主的学習・研究活動を、法人として積極的に支援する。

⑤ 社会福祉関連資格取得への挑戦と職場の支援

- ・社会福祉関連資格の受験(受講)資格がある職員は、担当業務の区別なく、受験(受講)にチャレンジする。また、資格取得に向け、業務調整など職場をあげてサポートする。

⑥ 職場の安全衛生推進

- ・安全衛生推進会議を随時開催し、職場の安全衛生を向上させるべく、会議の充実を図る。

⑦ ハラスメント対策・メンタルケアの体制強化

- ・ハラスメントに関する研修等を実施し、職場におけるハラスメント防止を徹底する。
- ・ハラスメント相談窓口機能を強化し、安心して働ける職場づくりに努める。

⑧ 人事管理制度改革の推進

- ・「持続可能な組織」を目指し、人材確保と人材育成体制を強化し、“働きやすく、成長できる”組織・環境づくりを進める

6. 部門間・他職種間連携による取組 等

① 地域(エリア)別担当者会議

- ・部門(業種)横断的に担当者により定期的に会議を持ち、部門間連携の強化を図る。

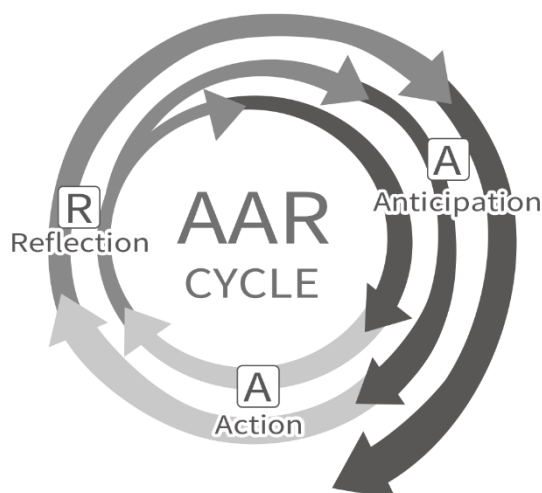
② 地域の課題解決への積極的な参画

- ・職種によらず社協ワーカーとして地域課題の把握やその解決に向けた取組に積極的に参画する。

③ 部門間・他職種間連携を強化して具体的に取り組む事項 等

- (1) B C P (事業継続計画)に関する研修・訓練の実施
- (2) 相談支援者を支援するネットワークの充実(きぼうのつながり研究会)
- (3) 誰でも気軽に相談できる相談会(ちょっと相談会 他)の充実
- (4) 企画開発チーム(ふくしミライ共創ラボ)を核にした新規事業等の企画開発
- (5) 多様な居場所づくりの推進(既存施設等の有効活用)
- (6) 社会福祉法人ネットワーク(情報交換、テーマ別プロジェクト)
- (7) 社協会費協力依頼・各種募金運動の推進
- (8) 重層的支援体制整備に関する検討・協議
- (9) 大規模災害被災地への支援派遣体制づくり
- (10) 法人設立 20 周年記念事業の実施

AAR 循環(サイクル)～開放系の試行錯誤のプロセス



Anticipation	予想する
Action	やってみる
Reflection	振り返る

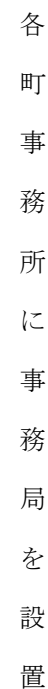
良き未来を構想し、やってみて(Action)、少し振り返り(Reflection)、次にどうしようか、と新たな考えや予期が生まれ(Anticipation)、次へ、次へとすすむ循環を駆動させる。

※引用：(一財)人生 100 年社会デザイン財団

「開放系の試行錯誤のプロセスそのものが学び～AAR 循環について～」

<http://www.100design.or.jp/event/aar/>

法人本部に事務局を設置

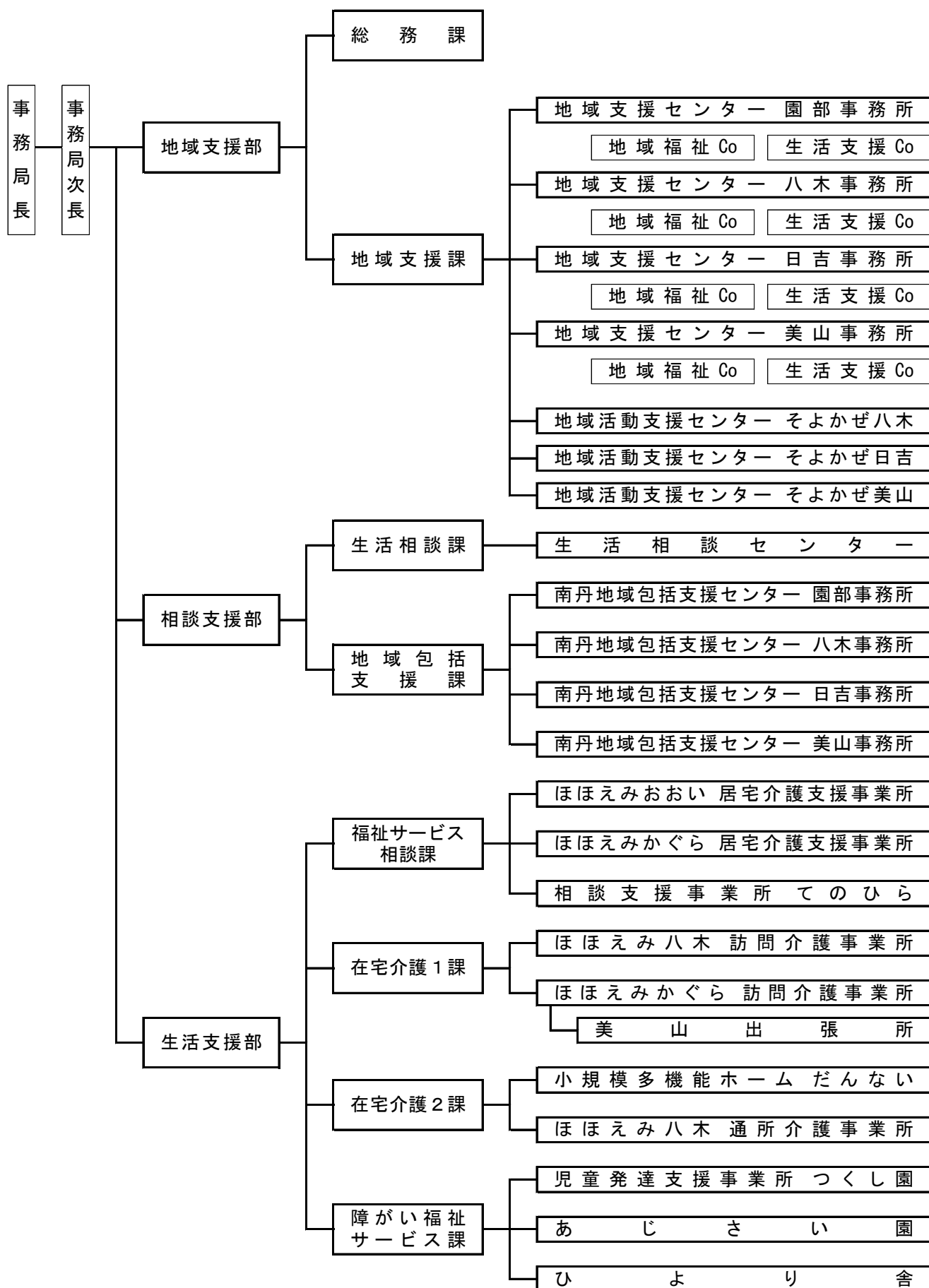


市が設置する関連委員会
(事務局：福祉事務所)

南丹市子育て発達支援センター運営委員会 (つくし園)

南丹市立障害者支援施設運営委員会

(あじさい園)
(ひより舎)



職員配置員数

事務局長・事務局次長は総務課に、部長は所管課の１つに、課長は所管係の１つにそれぞれ計上

所 属			常 勤		非常勤	登録型	合計
部	課	係(事業所)	正規	嘱託			
地域支援部	総 務 課		6	2	2	0	10
	地域支援課	園 部 担 当	4	0	12	0	16
		八 木 担 当	2	0	14	0	16
		日 吉 担 当	2	0	11	0	13
		美 山 担 当	2	0	13	0	15
		地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー		4	2	2	0
	小 計		20	4	54	0	78
相談支援部	生活相談課	生 活 相 談 セ ン タ ー	7	0	1	31	39
	地域包括支援課	南丹地域包括支援センター 園部事務所	4	0	0	0	4
		南丹地域包括支援センター 八木事務所	3	0	0	0	3
		南丹地域包括支援センター 日吉事務所	3	0	0	0	3
		南丹地域包括支援センター 美山事務所	2	0	0	0	2
	小 計		19	0	1	31	51
生活支援部	福祉サービス 相談課	ほほえみおいおい居宅介護支援事業所	5	0	2	0	7
		ほほえみかぐら居宅介護支援事業所	3	0	0	0	3
		相談支援事業所 てのひら	2	0	0	0	1
	在宅介護１課	ほほえみ八木 訪問介護事業所	6	0	0	18	24
		ほほえみかぐら 訪問介護事業所	3	1	3	20	27
	在宅介護２課	小規模多機能ホーム だんない	6	0	5	0	11
		ほほえみ八木 通所介護事業所	13	0	7	0	20
	障がい福祉 サービス課	児童発達支援事業所 つくし園	6	0	6	0	12
		あ じ さ い 園	5	0	9	0	14
		ひ よ り 舎	4	0	5	0	9
	小 計		53	1	37	38	129
法 人 全 体 合 計			92	5	92	69	258

※正規92名うち7名は兼務（実人数 85名）

(Ⅲ－4 別紙) 階層別人材育成計画

階層		目標	内部研修		外部研修	資格取得支援	育成面談等
			全体研修	個別研修			
経営管理職		法人の経営管理職として、法人全体及び部門の計画を立案し、総合マネジメント能力を向上させる。	◇事業計画・予算の理解(年度始) ◇人権研修		◇社会福祉法人経営者研修 〈全社協 中央福祉学院〉	◇保健師 ◇看護師 ◇社会保険労務士 ◇准看護師 ◇社会福祉士 ◇精神保健福祉士 ◇理学療法士 ◇作業療法士 ◇言語聴覚士 ◇介護支援専門員 ◇主任介護支援専門員 ◇介護福祉士 ◇保育士 ◇管理栄養士 ↓ 資格取得時に基本給の号俸加算	
管理職		マネジメントの手法を習得し、組織の管理職として、組織の計画を立案するとともに、部下の教育計画の実行を監督する。		◇人事評価研修 (評価者研修)	◇社会福祉法人運営管理職員研修 〈京都府福祉・人材研修センター〉 ◇市区町村社協管理職員研修 〈全社協 中央福祉学院〉		
上級指導監督職		マネジメントの手法を学び、職員への指導監督の責任者として、部下の教育計画を立案・実行するとともに、業務改善結果の発表・発信を行う。		◇人事評価研修 (評価者研修) ◇プレゼンテーション (全体研修にて)	◇キャリアアップ研修(管理職) 〈京都府福祉・人材研修センター〉 ◇OJTリーダー養成研修 〈京都府福祉・人材研修センター〉 ◇スーパーバイザー養成研修 〈京都府福祉・人材研修センター〉 ◇雇用管理責任者講習 〈介護労働安定センター〉 ◇安全衛生推進者養成講習 〈京都労働基準協会〉		
指導監督職		チームマネジメント手法を学び、チームのリーダーとして上級指導監督職を補佐し、自らの専門性をもとに一般職の技能向上の指導監督を行う。業務改善を図り、業務基準の向上に貢献する。		◇分野別専門研修 (各部門にて) ◇プレゼンテーション (各部門にて)	◇キャリアアップ研修(チームリーダー) 〈京都府福祉・人材研修センター〉 ◇OJTリーダー養成研修 〈京都府福祉・人材研修センター〉 ◇福祉職場研修担当リーダー研修 〈京都府福祉・人材研修センター〉		
一般職	上級	チームの中核人材として、さらに高度な専門的知識・技術の習得を図る。		◇分野別専門研修 (各部門にて)	◇キャリアアップ研修(チームリーダー) 〈京都府福祉・人材研修センター〉		
	中級	自立的に業務を遂行するための発展的な知識・技術の習得を図る。		◇分野別専門研修 (各部門にて)	◇キャリアアップ研修(チームリーダー) 〈京都府福祉・人材研修センター〉 ◇マナー研修(中級) 〈京都府福祉・人材研修センター〉		
	初級	社協職員としての役割を理解し、上司の指示のもとで業務を遂行するための基本的な知識・技術の習得を図る。	◇基礎研修Ⅰ・Ⅱ ◇他部署実地研修	◇市町村社協新任職員研修 〈京都府社会福祉協議会〉 ◇キャリアアップ研修(初任者) 〈京都府福祉・人材研修センター〉 ◇マナー研修(初級) 〈京都府福祉・人材研修センター〉			
							【新任者】試用期間の者 ◇[面談者] OJT責任者 所属長 [回数] 1回/月

IV. 地域支援の部

1. 地域福祉事業（南丹市補助事業）

① ふれあい委員活動支援

- (1) ふれあい委員のなり手不足や欠員に悩む地域の状況を個別に把握し、それぞれの実状に応じた対応策を検討・提案する
- (2) 地域住民の自主的な活動を促すために助成制度を見直す。特に、ふれあい委員が関わる事業への支援を強めることで、地域内での委員の認知度を高め、活動への理解を定着させることを目指す。

② サロン活動支援

- (1) 「サロン対抗選手権 みんななんたんグランプリ」を継続することで、サロン活動に楽しみや目標を持たせ、地域住民の意欲を高め、サロン活動を活性化する
- (2) サロン活動の本来の目的である「誰でも気軽に参加できる」場を維持するため、現在の助成制度のあり方を検討する

③ 災害対策の強化

- (1) 災害対策基本法、災害救助法の改正をふまえ、社協が担うべき役割を再確認するとともに、行政やその他関係機関との連携について改めて協議の場をもち、協力体制の強化に努める。
- (2) 災害ボランティアセンターマニュアルの更新や訓練を通じて、各職員が有事にしっかりと実動できるように備える。

④ 共同募金運動の活性化

- (1) 共同募金が地域の幅広い活動に有効に活用されていることを、「はねっと(※)」や様々な広報媒体を通じて広報し、共同募金運動への理解を広げる

(※)「はねっと」

赤い羽根共同募金に寄せられた寄付金の使途を紹介するデータベースサービス

⑤ 身近な相談窓口の充実

- (1) 各エリアで実施する相談会の PR を工夫し、困ったときに社協へ相談できることを広く周知する。
- (2) 若い人、自ら相談しにくい人なども相談につながるよう、関係機関等にも相談会を広く周知するとともに、決まった時間・場所に来られない相談者にはアウトリーチ(※)するなど柔軟に対応する

(※)「アウトリーチ」

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス

⑥ きょうと地域福祉活動実践交流会 in なんたんの開催

- (1) 第 14 回きょうと地域福祉活動実践交流会を南丹圏域 3 市町の社協で協働で開催し、有意義な大会とする。

⑦ 第5期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた協議

- (1) 現行（第4期）計画の進捗状況・課題や、地域社会の変化、福祉施策の動向等をふまえ、次期（第5期）計画策定に向けた協議をすすめる。

2. ボランティア振興事業（ボランティアバンク）

- ① 町域を超えて、ボランティア活動者の横のつながりづくりを積極的に支援する。
- ② ボランティア活動者の新たな広がりを目指し、体験機会の提供や情報発信を通じて、地域住民がボランティア活動に参加するきっかけづくりを行う。
- ③ ボランティアバンク・ボランティアセンター機能として、ニーズ把握・コーディネート・マッチングを丁寧に行い、活動をサポートする。
- ④ 昨年度に引き続き、ボランティア活動者に福祉教育に積極的に参画していただき、子どもたちが小さなうちからボランティアに触れる機会を増やす。

3. 生活支援体制整備事業（南丹市委託事業）

- ① 移動支援活動のネットワーク化
 - (1) 移動支援活動に取り組む活動者どうしのヨコのつながりづくり（ネットワーク化）をすすめ、共通する課題を共有し、解決策を共に探る。
 - (2) 地区単位の活動に留まらず、取り組みの広域化についての検討を進める。
- ② 活動拠点づくり
 - (1) 既存施設の有効活用に加え、「おうちサロン」のような身近な活動拠点のあり方を普及・啓発する。
 - (2) 財源づくりを含め、活動拠点確保のための支援施策の検討・提言をすすめる
- ③ 地区福祉推進組織の交流促進、広域課題の検討
 - (1) 地区福祉推進組織どうしの交流や情報交換を行い、よい取り組みを他の地域へも普及（波及）させる
 - (2) 地区圏域を超えて課題を共有し、解決策を検討することで、単独の地域では解決が難しい問題に取り組む。

4. 高齢者等生活支援事業（南丹市委託事業）

- ① 食の自立支援サービス事業
 - (1) 食事の配達を通じて、利用者の安否確認を行い、異変の早期発見・早期対応に努める。
 - (2) 利用者家族や関係事業所との連携を密にし、報告・連絡・相談を徹底する。
- ② 外出支援サービス事業
 - (1) 利用者が安心してサービスを利用していただけるよう、法令順守、安全運転を徹底する。

(2) ひやりはっと報告や事故報告の共有を徹底し、再発防止の対策を確実に行う。

5. 福祉サービス利用援助事業（京都府社協委託事業）

- ① 担当職員（常勤地域福祉コーディネーター）のスキルアップを図り、生活支援員・実務担当者が孤立しないように、サポートを強化する。
- ② 職員間のコミュニケーションを密にし、適正な事業運営を徹底する。

6. 特例貸付フォローアップ相談・支援事業（京都府社協補助事業）

- ① 定例のミーティングを通じ、法人内の連携強化を目指す。
- ② 対象者のケース検討・訪問支援を通じ、個別支援のスキルアップを目指す。
- ③ 各種相談会の取組を常にふりかえり、相談機能の更なる充実に努める。
- ④ 他機関と連携し、相談支援を必要とする在住外国人のサポートを強化する。

7. 各種事務局

- ① 南丹市の担当課と十分に連携し、スムーズな事務局運営に取り組む。
- ② 事務局としての役割を意識し、目的にそった支援を行う。
 - (1) 南丹市地域福祉計画推進委員会事務局（南丹市福祉相談課と共同事務局）
 - (2) 南丹市共同募金委員会事務局（南丹市福祉相談課と共同事務局）
 - (3) 日本赤十字社南丹支部事務局（南丹市福祉相談課と共同事務局）
 - (4) 各町ボランティア連絡協議会事務局

8. 地域活動支援センター事業・生活困窮者就労準備支援事業（※南丹市委託事業） そよかぜ八木・そよかぜ日吉・そよかぜ美山

生活のしづらさを感じている方々の自立と社会参加を応援する

- ① 一人ひとりを尊重し個別性を重視した支援の充実
 - (1) 個々の特性や背景を理解し、適切な支援を行う。
 - (2) 利用者を受容し共感的態度で対応し、利用者の暮らしにくさや生活課題を見つけ出し、専門機関・専門職種と連携して、必要に応じ適切な福祉サービス等へ結び付ける。
 - (3) 行政や関係機関との連携を重ね、地域で社会参加が困難な方の把握、定期的な関わり、及び社会へつなげる橋渡し役となる。
 - (4) 指導員の専門性を高めるため、積極的な研修会、勉強会、圏域の会議等に参加する。
- ② 社会活動の場・機会の提供
 - (1) 地域特性に応じた、地域に密着した事業所をめざす。

- (2) 障がいのある方、孤立しがちな方が地域で安心して生活できるよう、地域住民とのつながりづくりの場となる事業所をめざす。(みんなでランチの開催など)
- (3) 多くの方が気軽に利用できるよう、事業所送迎ボランティア等により参加を促進し、新たな利用者の開拓に努める。

③ 広報活動の充実

- (1) 行政・関係機関・地域の福祉活動従事者等に、事業の取組内容をわかりやすくし、必要とする方が事業所を気軽に利用できるよう広く働きかける。
- (2) 毎月発行の『そよかぜ通信』で活動内容を地域に向けて発信するとともに、法人ホームページやLINEを活用し継続した広報を続ける。
- (3) 身近な事業所となるよう、職員が積極的に地域に出向き、顔の見える関係づくりに努める。

V. 相談支援の部

1. 生活相談センター事業

① 福祉サービス利用援助事業（※京都府社協委託事業）

(1) 統一的な業務管理と適切な管理体制により、事業を適正に運営する。

- ・内部監査（年2回）
- ・生活支援員及び担当職員、専門員のスキルアップを図るための研修（年1回以上）
- ・事業運用のマニュアルの随時見直しと更新
- ・定期的・必要時にモニタリングを行い、適切な援助となるよう検討する。

(2) 南丹市域・圏域の成年後見制度の利用促進を図り、より良い権利擁護体制を作っていく。

- ・南丹市権利擁護・成年後見センターと連携し、新たな権利擁護支援層を育成していく。
- ・法改正の方向性を確認しながら、住民の適正な制度活用について協働する。

② 生活福祉資金貸付事業（※京都府社協委託事業）

(1) 必要な相談支援を行うことにより、適切な貸付や償還に関連する業務を円滑に進める。

- ・京都府社会福祉協議会福祉資金課と連携し、貸付および償還にかかる申請事務を円滑に進め、申請者の世帯が安定した生活を送れるよう支援する。
- ・貸付対象にならなかった方についても、他の事業や施策に繋ぐなど、「断らない相談支援」を実現する。

(2) 住民の相談に適切に対応するため、各拠点の相談窓口機能を強化する。

- ・適切な制度理解のうえ対応できるよう各職員の資質・対応力の向上を図る。

(3) 民生委員との連携を図る。

- ・償還状況や生活状況の情報を共有し、見守り活動を協働する。
- ・新体制となった各町民生児童委員協議会ごとに制度説明の機会について働きかける。

(4) 事業の利用が必要な方に、適切に情報が届くよう広報・周知を行う。

- ・低所得世帯のこどもの就学・就業などにおいて、将来への自立助長のため、市内中学校・高等学校への出張説明会を継続する。
- ・保護者向けの制度案内チラシの配布を各校に依頼し、教育支援資金等を適切に利用いただけるよう連携を行う。
- ・ホームページ等への事業掲載によって、インターネットを活用した広報・周知を行う。

③ 特例貸付フォローアップ相談・支援事業（※京都府社協補助事業）

(1) 特例貸付後の生活再建と安定を目指すため、借受世帯のフォローアップを強化する。

- ・専任相談員及び各事務所の地域福祉 Co. を「温ったか京都・寄り添いワーカー」として位置づけ、生活困窮者相談支援チーム（＝自立相談支援機関 CSW）と協働し、世帯の生活状況確認及び相談支援を行う。
- ・償還猶予や免除申請、異動手続き等の援助を提供する。
- ・新しい施策や制度の情報提供や手続きの援助などを「プッシュ型」にて提供する。
※プッシュ型→相談や手続きに来られるのを待つのではなく進んでアプローチするかたち。

(2) 「個別支援の先にある地域づくり」を目指す。

- ・本事業対象者を中心に、様々な“地域での体験の機会”を提供し、新たな自分の発見や地域社会との繋がりやのきっかけづくり、他者とのコミュニケーションを図る機会を創出するなど、個別支

援から地域づくりに繋がる事業展開を図る。

④ 生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業

地域居住支援事業・ひきこもり支援ステーション事業（※南丹市委託事業）

(1) 事業対象者の状況や背景を把握して生活再建の方向性をご本人と共有し、繋がり続け、改善していくために、ご本人に寄り添った相談支援を行う。

- ・個人の持つ強みを活かし、自らが行動し始められるような援助方針を提案する。
- ・スクリーニングを定期的に行い、個別支援のあり方を協議・検討し、援助の実践に繋げていく。
- ・課題解決のみに捉われず、包括的・伴走的な視点で援助を行う。

(2) 総合的アプローチや地域課題の解決を意識した支援体制を強化する。

- ・相談者の生活実情に合わせ、できる限り負担のないように配慮しつつ効果的にアプローチする。
- ・多職種による検討をすることで地域課題を多角的に見て、援助・解決方法を模索する。
- ・SNS やホームページなどで相談窓口の広報周知を行い、出張相談会等も効果的に活用し、南丹市全域の相談援助を行う。
- ・部署横断的な協働で地域共生の視点でも関わられるよう意識する。

(3) 他部署及び関係機関と共に相互に連携できる体制を強化する。

- ・関係機関と共に、住民の困りごとを丸ごと受け止められる体制を構築する。
- ・問題を抱えているが自ら助けを求められず、または助言を聞き入れられず、命に係わるような重大な事案については福祉相談課と共に関係機関を招集して「支援会議」を開催し、対応についての協議、役割分担などを行い、早急に対応していく。

(4) 多様なニーズや生き方に応えるため、新たな社会資源の創設や、相談者の社会参加の機会（居場所）づくりを行う。

- ・「つむぎ米」「たん・けん・たい」「物価高騰対策各種事業（つむぎパック）」などの取組みを継続し充実を図る。
- ・やぎ詩の郷や地域活動支援センターも有効に活用し、特例貸付フォローアップ事業と合同での取組みなど、柔軟な支援を行う。
- ・支援調整会議において地域課題の発見と共有を行い、解決のためのネットワークを充実する。
- ・居住支援に関する研修会を通し、「南丹市で暮らし続ける」ために必要な地域のしくみづくりを考え、関係機関との協働やネットワーク構築を図る。

⑤ 法人後見事業

(1) 法人後見運営委員会を定期開催（年 3 回）し、適切な事業運営について諮問する。

- ・受任ケースの検討などを継続して行う。
- ・内部監査（年 2 回）及び家裁報告前チェックの実施。

(2) 南丹市域の成年後見制度の適正な利用促進を図り、より良い権利擁護体制を作っていく。

- ・南丹市権利擁護・成年後見センターと連携し、成年後見制度の利用支援について協働する。
- ・地域に根差した幅広い権利擁護の担い手の養成を市とともに進め、市民後見人や法人後見支援員の充実化を図っていく。

(3) 法人後見事業従事者の専門性の向上に努める。

- ・法人後見担当職員及び法人後見支援員登録者研修会（年 1 回以上）を開催し、法人全体でのスキルアップを図る。

2. 地域包括支援センター事業（※南丹市委託事業）

南丹市より3つの事業を受託。この3事業は独立したものではなく、それぞれ互いに関連しながら、地域包括ケアの推進として一体的に取り組むものである。

認知症が疑われる人や家族などの初期の支援を、チームで包括的・集中的に(概ね6ヶ月)進め、自立生活をサポート

地域包括支援事業

医療・介護・福祉に関する相談虐待・消費者被害防止・介護予防の取組

地域包括ケアの推進

認知症地域支援・ケア向上事業

認知症初期集中支援推進事業

認知症にやさしいまちづくりの推進

① 総合相談

- (1) 相談しやすいセンターとして周知されるよう、地域へ出向く機会を活用する。
- (2) 相談を分析し、社会資源を活かした支援に繋げる。

② 権利擁護

- (1) 虐待通報・相談が入った際は、市や関係機関と連携しながら速やかに適切な対応をおこなう。
- (2) 市の権利擁護・成年後見センター等と連携し、成年後見制度や社協の権利擁護事業など、判断能力に応じて適切な制度利用に繋げる。
- (3) 消費者被害を防ぐため、介護サービス事業者や民生委員、警察などと連携し、研修会の開催を通して、広報・啓発活動を行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- (1) ケアマネジャーや関係機関が相談・連携しやすい環境をつくり、支援者の孤立防止や困難ケースの課題解決に向けてよりよい判断ができるようサポートする。
- (2) ケアマネジャーの資質向上を目指して、主任ケアマネを中心に研修会や事例検討会をともに企画し、実施することで横のつながりを強化する。
- (3) 通所サービス部会において、幹事や参加事業所が負担を感じることなく、部会運営や研修会等に主体的、積極的に参加ができるようサポートする。

④ 地域ケア推進会議

- (1) 行政や、南丹市生活支援コーディネーター、地域支援課と共に、地域ケア個別会議やケアマネ事例検討会等から出ている地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた検討ができるように会議運営を行う。
- (2) 市民や関係機関に地域課題を発信し、連携・協力をしながら課題解決に向けた取組みの一つとして会議を開催する。

⑤ 地域ケア個別会議

- (1) 個別会議での課題を普遍化し、地域課題として抽出する。
- (2) 地域ケア推進会議等の会議体や他機関と協働し、地域包括ケアシステムの構築を進める。

⑥ 介護予防マネジメント

- (1) 自立支援、重度化防止の視点持ち、介護予防ケアマネジメントを実施する。
- (2) 介護保険サービスに限らずサロンなど地域の社会資源も取り入れ、その人らしさのある介護予防サービス計画書を作成する。

⑦ 地域包括支援ネットワークの構築

- (1) 会員が主体的に交流会や研修会を企画・開催し、介護者支援の充実と新規入会者の増加を目指す。
- (2) 住民の集いの場に積極的に出向き、包括の広報や関係機関との連携を図る。
- (3) 関係機関との会議に出席の際は、社会資源や地域課題などを情報収集または共有・発信することで新たなつながりを作る。

⑧ 認知症を知り地域で支える活動の推進

- (1) 幅広い世代に向けて認知症サポーター養成講座を受ける機会をつくり、地域支援につなげる。
(年間延べ 200 名を目標)。
- (2) 南丹市徘徊 SOS ネットワーク「つながろう南丹ネット」を効果的に運営ができるよう、協力機関向け通信の発行を行い、対応方法の周知と協力機関の増加を目指す。

3. 認知症初期集中支援事業および認知症地域支援・ケア向上事業 (※南丹市委託事業)

① 認知症初期集中支援チーム活動

- (1) 認知症の人や家族の支援を行いながら、早期に関われるように事業の周知、啓発活動を行なう。
- (2) 認知症の相談から必要に応じてチーム員活動につなぎ、認知症地域支援推進員や関係機関等と連携していく。

② 認知症地域支援推進員

- (1) オレンジガーデニングプロジェクトが幅広い世代・地域への認知症啓発の機会となるよう、他の活動との連動を図りながら取り組む。
- (2) 認知症当事者が自身の希望や役割を見出せる機会として本人ミーティングを共に企画し、当事者と協働して啓発や情報発信を行う。
- (3) 認知症当事者や家族を地域で支える仕組みづくり（チームオレンジ）を通し、社会資源の発見・拡大を目指す。
- (4) 認知症ケアパスを活用することで認知症の早期発見・早期対応や、若年層ともつながりやすいよう、学校や図書館等の公共施設と連携した啓発を行う。
- (5) 認知症カフェ同士のネットワークづくりや広報を行う。

VI. 生活支援の部

1. 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業 相談支援事業所でのひら

① 意思決定支援

利用者が望む生活を実現できるよう、個々の意思決定能力に応じた支援を行い、その支援を安定して提供できる体制と専門性の向上を図る

- ・方法：本人の望む生活を丁寧に把握するための面談やアセスメントを実施するとともに、家族関係等の背景も把握に努め、関係機関との連携や多面的な情報共有を行う。
- ・回数：訪問月2ヶ所以上
- ・方法：職員に対する研修を計画的に実施し、意思決定支援に関する方針の共有や専門性の向上を図ることで、利用者が安心して選択・決定できる支援環境を整備する。実践での経験や事例の検討を重ね、多くの選択肢が提供できるよう専門性を磨く。
- ・回数：意思決定支援の研修の受講年1回以上

② 法令順守に基づいた事業運営

障がい児者支援に関わる関係法令および制度を正しく理解し、適正に事業を運営する

- ・方法：定期的に法令や制度改正に関する情報収集を行い、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、次年度の制度改正に備える。
- ・回数：社会の傾向や法令に関する専門的な知識が学べる研修の受講年1回以上
- ・方法：運営体制や支援内容について定期的な点検・見直しを行い、常に適法かつ質の高いサービス提供に努める。
- ・回数：モニタリング時

③ ライフステージに合わせた切れ目ない支援

障がい児者一人ひとりへの支援を大切にし、ライフステージに合わせて切れ目なく支援が行える体制の構築を目的とする

- ・方法：乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期に至るまで、それぞれの発達段階や生活環境、ニーズの変化を踏まえた支援を提供できるよう、関係機関との連携および情報共有を強化する。
- ・回数：南丹市相談支援者会議2ヵ月に1回参加
- ・方法：本人の望む生活や願いに寄り添いながら、将来を見据えた生活設計や社会参加の機会確保に向け、本人および家族への相談支援の充実を図り、地域で安心して継続的に生活できる環境づくりに努める。
- ・回数：モニタリング毎

2. 居宅介護支援事業 介護予防支援事業 ほほえみおおい・ほほえみかぐら居宅介護支援事業所

本人の意思と尊厳を尊重し、地域資源を活かした支援を通じて、住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らし続けられる環境づくりを目指します。

① 持続可能な運営基盤の確立

(1) ICT 機器の導入を促進し、業務プロセスの見直しを行うことで、業務の効率的な運営体制を展開する。

- ・方法：連携システムの操作や情報共有の迅速さなどの利点を分かりやすく伝える。
- ・対象：全ケアマネジャー

(2) 法人内職員の相互理解と協働意識の醸成を目的とした研修・交流機会を設け、円滑なコミュニケーション体制を確立する。

- ・方法：法人内の他部署と連携し、相互理解と専門性の強化を目的とした合同研修を実施する
- ・対象：全ケアマネジャー

② 地域連携による共生社会の実現

- (1) 相手の立場や状況を丁寧に理解し、自分の知識や技能を活用して具体的な行動につなげる姿勢を身につける。
 - ・ 方法：地域ケア推進会議に積極的に参画し、地域課題の共有と解決に向けた協議を通じて多職種間の連携を深化させる。
 - ・ 対象：全ケアマネジャー
 - ・ 回数：年1回
- (2) 他の法人に所属するケアマネジャーと積極的に情報共有や意見交換を行い、円滑に協力し合える関係を築く。
 - ・ 方法1：ケアマネ連絡会へ参加し、情報共有を通じて支援力のスキルアップとネットワーク機能を拡充する。
 - ・ 対象：全ケアマネジャー
 - ・ 回数：年4回
 - ・ 方法2：他法人と連携し、多角的な視点から事例を共有・検討する学びと実践の場を設ける。
 - ・ 対象：全ケアマネジャー
 - ・ 回数：年1回

③ 特定事業所としての役割発揮および専門機能高度化の推進

- (1) 人生の最終段階における意思決定支援に関する多職種連携体制を構築し、調整・マネジメント機能を充実させる。
 - ・ 方法：ACP（人生会議）に関する研修を実施し、職員の専門性と実践力の向上に取り組む。
 - ・ 対象：全ケアマネジャー
- (2) 定期的なチーム学習体制を構築し、ケアマネジメント技術の標準化および質の向上を計画的に実施する。
 - ・ 方法：居宅介護支援事業所内において計画的な研修体制を構築し、職員の専門性充実とケアマネジメント力の底上げをする。
 - ・ 内容：プライバシー保護・倫理、法令遵守・BCP研修、訓練・ハラスメント防止、事例検討会・地域福祉課との勉強会・認知症
 - ・ 対象：全ケアマネジャー
 - ・ 回数：年6回

3. 訪問介護・障害者居宅介護事業 ほほえみ八木・ほほえみかぐら訪問介護事業所

〈所在地〉 ほほえみ八木訪問介護事業所：八木町 / ほほえみかぐら訪問介護事業所：日吉町・美山町

① ケアサービスの質の向上

(1) スタッフ研修の実施

- ・ 内容：介護技術をはじめ、認知症への関わり方や感染症への対応など、さまざまなテーマについて学び、理解を深めるとともに再確認する機会とする。
- ・ 対象：全スタッフ
- ・ 実施時期：毎月（ヘルパーミーティング時）

(2) 終末期ケアに関する研修の実施

- ・ 内容：終末期への適切な関わり方やケアのポイント、関係機関との連携についての理解を深める。
- ・ 対象：全スタッフ
- ・ 実施時期：7月頃

② 社会的価値の向上と持続可能な経営モデルへの変革

- (1) 地域の関係者と協力し、地域ニーズに対応して地域課題の解決を目指す。
 - ・関係機関と情報を共有するとともに、今後の在り方について検討する場を設置する。
- (2) 労働環境の改善を進めるとともに、働き方改革やキャリア開発に取り組み、スタッフの雇用と定着を図る。
 - ・ICT・DX化を一層推進し、業務生産性の可視化と向上を図る。
 - ・四半期ごとにスタッフへのヒアリングを実施。[活用状況の確認、運用上の課題や困りごとの抽出、改善点の整理と対応] (八木)
 - ・国の補助金制度を活用し、モバイル端末やシステム構築を進める。(かぐら)

4. 小規模多機能型居宅介護事業 小規模多機能ホームだんない

〈事所在地〉園部町

質の高い介護サービスの提供を最優先とし、機能訓練のさらなる充実と強化および人材育成の強化に計画的に取り組むとともに、その結果として利用者の継続的な確保を図ることを基本方針とする。

① 他機関と連携し、新規利用者の継続的な確保を行う

(1) 事業所見学会、事例発表会の開催

- ・目的：事業所(小規模多機能居宅介護)の理解をさらに深め、その特性や可能性を広げていく。
- ・対象：同一法人内の事業所、関係機関
- ・時期：秋ごろ(10月～11月)

② 利用者の心身状況と生活課題に応じた機能訓練の充実

(1) ICT・コミュニケーションツールを活用し、効率的に情報共有を行う。

- ・音声記録アプリの活用によりこれまで以上に情報の共有を行い、自宅を意識した効果的な機能訓練を提供する。

(2) 利用者の再アセスメントの実施。

- ・6か月を目安にアセスメントを実施
- ・アセスメントを基に訓練計画を立案する。
- ・アセスメントおよび訓練計画の作成は担当の介護スタッフが作成

③ 利用者や家族に寄り添った柔軟な質の高いサービスを提供する。

(1) 職員研修の実施

- ・課内職員研修を年3回実施し、職員の専門性の向上を図り、チームで支える体制を強化する。
- ・研修テーマ：介護技術・接遇・認知症

5. 通所介護・生活介護事業 ほほえみ八木通所介護事業所

〈所在地〉八木町

質の高い介護サービスの提供を最優先とし、機能訓練のさらなる充実と強化および人材育成の強化に計画的に取り組むとともに、その結果として利用者の継続的な確保を図ることを基本方針とする。

① 機能訓練の充実・強化

ねらい・機能訓練の内容を充実させ、利用者の身体機能の維持・向上を図る。

- ・新たに導入した機能訓練デバイスを効果的に活用し、介護サービスの質の向上につなげる。

(1) 職員研修の実施(新デバイス活用)

- ・内容：新たに導入した機能訓練デバイスの正しい使用方法および効果的な活用方法の習得
- ・対象：全職員
- ・実施時期：4月初旬

- ・研修後の取り組み：研修で習得した内容を基に、各職員が実際の支援の中でデバイスを使用し、利用者に対して機能訓練を提供する。

(2) 機能訓練プログラムの導入

- ・内容：新デバイスを活用した機能訓練プログラムの導入
- ・導入時期：5月大型連休明け
- ・運用方法：日常の機能訓練メニューに組み込み、継続的に実施する。

(3) 機能訓練向上研修の開催

- ・目的：職員の機能訓練に関する専門知識・技術および意識の向上
- ・実施時期：秋ごろ
- ・実施形式：外部講師（専門職）を招いた研修
- ・対象：全職員

② ICT 機器の活用

ねらい・各種 ICT 機器を効果的かつ安全に活用し、業務の生産性向上を図る。

- ・ICT 活用による業務改善の効果を可視化する。

(1) ハナスト（音声記録アプリ）の活用推進

- ・全スタッフがハナストを活用し、記録業務の効率化を図る。
- ・記録業務にかかる時間の削減を目指す。
- ・目標値：前年度比 30%削減。
- ・四半期ごとにスタッフへのヒアリングを実施[活用状況の確認、運用上の課題や困りごとの抽出、改善点の整理と対応]

(2) ICT 機器に関する研修の実施

- ・研修名：ICT 基礎研修
- ・内容：ICT 機器の基本操作および安全な使用方法の習得
- ・講師：ICT 分野に精通した職員（総務課）
- ・実施時期：4月

(3) 個別フォローアップ研修

- ・内容：スタッフの ICT スキルに応じた段階別研修の実施
- ・区分：初級／中級／上級
- ・目的：個々の理解度に応じた ICT スキルの向上を図る。

③ 入浴サービスの充実

ねらい・安全で安心できる入浴サービスを提供し、利用者の清潔保持および生活の質の向上を図る。

- ・職員の入浴介護技術の向上と、設備管理の徹底によるサービス品質の安定化を目指す。

(1) 入浴介護技術研修の実施

◆全体研修

- ・内容：入浴介護の基本技術、安全管理、事故防止に関する研修
- ・対象：全職員
- ・実施時期：4月

◆個別研修

- ・内容：職員の習熟度に応じた実践的な入浴介護技術研修
- ・区分：初級／中級
- ・指導者：上級職員

(2) 入浴設備の点検および管理

- ・目的：安全で快適な入浴環境を維持する。
- ・点検頻度：四半期ごとに実施
- ・点検内容：カビ、汚れの有無、設備のひび割れや破損、備品の劣化状況

(3) 入浴設備点検表を作成し、現行シートの見直しを行う。

(4) 入浴アセスメントの充実

- ・ 内容：日常の支援場面から利用者の身体状況や生活リズムを把握し、入浴につながる関わりを意識した支援を行う。
- ・ 目的：利用者一人ひとりに応じた適切な入浴支援の実施につなげる。

6. 児童発達支援・保育所等訪問支援事業 つくし園（南丹市委託事業）

〈所在地〉園部町

子ども一人ひとりの発達段階や特性を丁寧に把握し、保護者および関係機関と支援の方向性を共有しながら、安心して成長を支えられる療育を実践する。また、職員の専門性向上と関係機関との連携強化を通じて、地域に根ざした児童発達支援事業の推進を図る。

① 支援内容を明確に伝え、保護者と共通認識を図る

ねらい 療育の目的・内容をわかりやすく伝え、保護者と支援の方向性を共有することで、子どもの成長を共に支える関係づくりを行う。

(1) 親子療育を起点とした支援の実施

- ・ サービス利用開始時は親子療育からスタートし、関係機関からの情報も踏まえながら、身体の使い方、手指操作、人との関係性、コミュニケーション面などを実際の活動を通して把握する。
- ・ 子どもの強みや課題を保護者と共有し、支援目標の達成に向けた療育プログラムを共に検討する。
- ・ 半年に1回、個別面談を実施し、成長の過程や今後の課題について振り返りを行う。

(2) 療育内容の丁寧なフィードバック

- ・ 療育終了後、迎えに来られた保護者へ当日の様子を直接伝える。
- ・ 送迎利用の保護者は、訪問や個別対応など状況に応じた方法で直接伝える機会を確保する。
- ・ 連絡ノートについては、記録システムの活用を検討し、情報共有の質と効率の向上を図る。
- ・ 親子療育に加え個別参観の受け入れを随時行い、子どもの様子や関わりを共有する機会を設ける。

(3) 保護者支援の充実

- ・ 個別面談や保護者サロンなど、安心して話ができる場を設け、保護者の不安や悩みに寄り添う。
- ・ 家族の会の運営をサポートし、保護者同士の横のつながりづくりを支援する。

② 関係機関との連携強化と支援内容の共有

ねらい 関係機関との情報共有を密にし、一貫性のある支援と切れ目のない支援体制を構築する。

(1) 並行通園先との連携強化

- ・ 幼稚園・保育所等の並行通園先と、面談や見学の機会を積極的に設ける。
- ・ それぞれの役割分担を整理し、必要な支援内容について共通理解を図る。

(2) 関係機関との情報共有を踏まえた支援計画

- ・ 並行通園先、相談機関、医療機関等との連携で得られた情報をもとに支援目標を設定する。
- ・ 支援内容の妥当性について、定期的な確認・見直しを行う。

(3) 就学後を見据えた支援の連携

- ・ 就学後も継続的な支援が必要と考えられる子どもや家庭については、関係機関と状況を共有し、必要に応じて相談機関へつなぐ。

③ 迅速かつ丁寧な対応ができる体制づくり

ねらい 多様なニーズに柔軟かつ適切に対応できる職員体制と運営基盤を整える。

(1) ニーズの把握と情報共有

- ・ 保護者や関係機関からの要望や相談内容を共有し、迅速かつ適切な対応につなげる。

(2) 職員の育成と専門性の向上

- ・ 事例検討会や外部研修への参加など、月1回の学びの機会を確保する。
- ・ 幼児期の発達支援や将来の自立・自律を見据えた関わりについて理解を深め、幅広いケースに対応できる職員育成を目指す。

(3) 安全・危機管理体制の強化

- ・安全計画、感染症対策、災害時の対応基準を職員全体で共有し、平常時から適切な行動がとれるよう備える。

④ 迅速かつ丁寧な対応ができる体制づくり

ねらい 地域との関係性を深め、開かれた児童発達支援事業所としての役割を果たす。

(1) 情報発信の充実

- ・「つくし園だより」を保護者、関係機関、川辺地域へ配布し、事業所の取り組みを広く周知する。

(2) 地域交流の促進

- ・散歩や課外活動を通じて地域住民との交流機会を設ける。
- ・支援が必要な子どもへの理解を地域に働きかけるとともに、子どもたちが社会的ルールや振る舞いを学ぶ機会につなげる。

7. 就労継続支援B型・生活介護 多機能型事業 あじさい園 (南丹市指定管理施設)〈所在地〉八木町

【就労継続支援B型事業】

- (1) 就労に必要なスキルや心構え、マナーを身につけられるよう、支援や関わりをさらに充実させていく。
- (2) 一般就労と新規利用者の受け入れを循環的に進める仕組みを構築します。モニタリングで就労意欲を確認していく。
- (3) モニタリングや面談をより一層充実させ、その内容を支援計画や支援方針に反映していく。

【生活介護事業】

一人ひとりのリズムやペースを尊重し、作業や創作的な活動、好きなことに取り組むことで、その人に合った安心で充実した一日をサポートしていく。

【両事業共通事項】

① 利用者支援の強化

- (1) ミーティングおよびカンファレンスをさらに充実させ、関係者との連携強化を図り、支援の質の向上を目指します。
- (2) コミュニケーションスキルの向上を意識した関わりを行うとともに、継続的なフィードバックを実施します。
- (3) 社会参加活動をより充実させるとともに、一人ひとりの役割や存在意義の確立につなげていきます。

② 生産活動の更なる充実

- (1) 生産活動を効率化するために生産ラインや作業プロセスの改善を行い、製品やサービスの品質を向上させるために品質管理システムを導入し、品質の確保と向上に取り組む。
- (2) 利用者の能力や技術を向上させるために、継続的なトレーニングプログラムを提供します。
- (3) 地域の企業や団体とのパートナーシップを築き、生産活動の拡大や市場へのアクセスを支援します。

8. 就労継続支援B型・生活介護 多機能型事業 ひより舎 (南丹市指定管理施設)〈所在地〉日吉町

【就労継続支援B型事業】

- (1) 自主製品のさらなる発展・開発を目指し、定期的な検討や協議を行います。
- (2) 新たな製品開発を通じて利用者一人ひとりの新たな役割を生み出し、さまざまな立場の中で、やる気ややりがいを実感できる事業づくりを目指します。

【生活介護事業】

日常の暮らしを豊かにするため、アセスメントと支援計画をより充実させ、あわせて定期的なモニタリングを丁寧に行います。

【両事業共通事項】

① 事業運営の安定

- (1) カフェ事業の発展を図りながら、地域や一般のお客様との関わりを通して、利用者の社会参加をより一層促していきます。
- (2) カフェ事業の定番メニューであるカレーライスのリニューアルを行い、幅広い層のお客様から支持をいただけるよう取り組みます。
- (3) 厨房設備を強化するため業務用フライヤーを導入し、カフェのメニューに新たな商品を加えていきます。
- (4) 上記の取組により、利用者の新たな役割を生み出し、社会参加や活動をさらに広げていきます。

② 利用者支援の強化

- (1) 多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、チームの支援力を強化します。定例会議で支援内容を共有し、全職員が利用者の支援計画を把握できるようにします。
- (2) 関係者のネットワークをさらに充実させ、支援の範囲を拡大していきます。

法人運営理念

すべての住民の ころが輝く 福祉のまちづくり

法人運営基本方針

〔住民との福祉の共創〕

すべての住民が支え合い、学び合い、福祉活動に参加できる地域社会を目指します。

〔福祉協働社会の構築〕

地域のあらゆる機関・団体と協働し、すべての住民が、心豊かで安全に安心して暮らせる福祉のまちづくりに、計画的に取り組めます。

〔選ばれる福祉サービスの提供〕

地域に密着した支援体制の整備・開発を提言・実施し、質の高いサービスを提供します。

サービス精神

- 一、お客様にあくまでも満足していただくサービスを提供しなければならない。
- 一、サービスは、高度で専門的でなければならない。
- 一、サービスの提供は、的確にかつ迅速・効率的に行わなければならない。
- 一、常に、お客様の側に立って、助言を与えなければならない。

職員心得

- 一、お客様にはいつもほほえんで、その場にふさわしいご挨拶をしよう。
- 二、どのお客様にも誠心誠意をつくして、丁寧かつ好意的な言葉と態度で接しよう。
- 三、お客様の様々な質問と要求には迅速かつ的確に答え、その場で答えられない問題は、自ら責任を持って回答を得るようにしよう。
- 四、お客様からの要求がなくとも、お客様のニーズを察知することによって問題を解決しよう。

法人の目的（定款 第1条）

この社会福祉法人は、南丹市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

法人の経営の原則（定款 第4条）

1. この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。
2. この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

「社協職員行動原則 — 私たちがめざす職員像 — 」

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会（平成23年5月18日策定）

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助などの個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。私たちは、社会福祉協議会法定化60周年を期に、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

- 人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。
- 個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【福祉コミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心を持ち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

- 様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。
- 住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加する福祉コミュニティづくりを意識的、計画的に取り組めます。

【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

- 社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどあらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。
- 地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4. 私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的にに関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

- 地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発や改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、福祉コミュニティの実現など地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5. 私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

- 社協職員としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。
- 常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

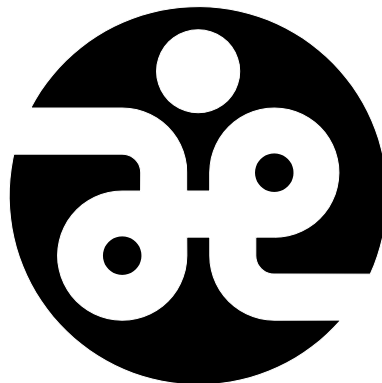
【法令遵守、説明責任】

6. 私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

- 関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。
- 職務上知り得た個人情報は、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。
- 住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

社会福祉協議会シンボルマーク図柄

(全国社会福祉協議会 昭和47年6月 制定〔公募〕)



【図柄の意味】

社会福祉および社協の「社」を図案化し、「手を取りあって、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。